

下記の者に関する書類は、通常の方法では送達不可能ですので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達します。

なお、書類は、市長が保管し、名宛人又はその関係者から申出があれば、いつでも交付します。

令和8年9月10日

前橋市長 小 川 晶

記

氏名	送達書類
大河原 和隆	督促状
戸田 雄志	督促状
坂本 義正	督促状
内山 裕将	督促状
柳澤 卓也	督促状
舘野 博史	督促状
小堀 重男	督促状
金子 未緒	督促状
前田 照男	督促状
麻生 愛美	督促状
中島 進	督促状
長竹 幸宏	督促状
白石 政次	督促状
金本 剛	督促状
小林 澄男	督促状
圓谷 久子	督促状
植栗 京介	督促状
柳澤 雄希	督促状
金谷 和彦	督促状
TRAN QUANG TRUNG	督促状
柴山 伸一	督促状
NASEEM UL HAQ	督促状

GALUH RARASATI	督促状
PUN NISHA	督促状
中沢 和弘	督促状
REFALDI SAPUTRA	督促状
ESRAVARIGE UMESH SACHITH KUMARA	督促状
ADHIKARI PRAPTI	督促状
BARUA SAIKAT	督促状
HTE T MYAT ZAW	督促状
株式会社 スイープオーバー	督促状
白石 政次 外1名	督促状
岡田 昭 外2名	督促状
大津 昇 須田 幹雄	督促状
荻原 孟紀	還付通知書
折戸 和代	還付通知書